

香川県報



第 67 号

平成 18 年

8月25日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告示

○家畜伝染病発生の告示

（畜産課） 一

○漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出

（水産課）

公告

○平成十八年五月十二日香川県公告（平成十八年度地籍調査事業計画の決定）の一部変更
（農政課）

○高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の規定による随意契約による保留地の処分
（都市計画課）

告示

●香川県告示第五百六十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり告示する。
平成十八年八月二十五日

香川県知事 真鍋武紀

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者及び疑似患者の区分	頭数	発生の場所	発生年月日	転帰
ヨーネ病	牛	患者	一	三豊市仁尾町仁尾乙二二七八	平成十八年八月九日	殺処分

●香川県告示第五百六十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。
その指定漁船調書を平成十八年八月二十五日から平成十八年九月八日まで鶴羽漁業協同組合において縦覧に供する。
平成十八年八月二十五日

香川県知事 真鍋武紀

一 発起人の住所及び氏名

さぬき市津田町鶴羽一三五一番地一 田中 正雄

さぬき市津田町鶴羽一五九〇番地三 大塩 正憲

さぬき市津田町鶴羽一四〇八番地一 宇山 哲司

二 加入区の名目

鶴羽加入区

三 漁船損害等補償法第百一十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名目

鶴羽漁業協同組合

公告

平成十八年五月十二日香川県公告（平成十八年度地籍調査事業計画の決定）の一部を平成十八年八月十六日次のように変更した。
平成十八年八月二十五日

香川県知事 真鍋武紀

表中「勝浦の一部」の下に「及び川東の一部」を加える。

高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例（平成五年香川県条例第三号）第七条第二項の規定により随意契約による保留地の処分をするので、高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則（平成八年香川県規則第五十九号。以下「規則」という。）第二十四条の二の規定により次のとおり公告する。
平成十八年八月二十五日

香川県知事 真鍋武紀

<p>一 処分する保留地の位置、地積及び処分価格</p> <p>1 位置 高松市錦町二丁目一番一二(二六街区一画地) 香川県土木部都市計画課に備え置く図面表示のとおり</p> <p>2 地積 四〇六・二五平方メートル</p> <p>3 処分価格 六〇、五三一、二五〇円</p> <p>二 処分する保留地の買受けの申出ができる期間 平成十八年八月二十五日(金曜日)から平成十八年九月八日(金曜日)(郵便等により提出する場合は、同日までに必着のこと。)</p> <p>三 随意契約の相手方の資格に関する事項</p> <p>1 次に掲げる者は、随意契約の相手方となることができない。</p> <p>(一) 契約を締結する能力を有しない者</p> <p>(二) 破産者で復権を得ない者</p> <p>(三) 規則第二条第二項の規定に該当する者</p> <p>2 当該保留地の使用又は収益を開始することができる日から三年以内に土地の利用を図ることができると思われる者でなければ、随意契約の相手方となることができない。</p> <p>四 保留地買受申出書の提出先及び受付時間</p> <p>1 提出先 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部都市計画課 電話番号〇八七―八三二―三六〇〇</p> <p>2 受付時間 午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>五 随意契約の相手方の決定 随意契約の相手方は、規則第二十六条第一項に規定する者の意見を聴いて、知事が決定する。</p> <p>六 保留地買受申出書に添付する書類</p> <p>1 申出者が個人である場合にあっては、本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び東京法務局の発行する成年後見登記制度における登記事項証明書</p> <p>2 申出者が法人である場合にあっては、法人の所在地の法務局登記官が発行する資格</p>	<p>3 証明書(法人の名称及び代表者の職氏名を証明したもの)</p> <p>4 印鑑証明書</p> <p>5 土地利用計画書</p>
--	---

平成十八年八月二十五日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

